

地域計画

策定年月日	令和7年3月21日
更新年月日	()
目標年度	令和11年度
市町村名 (市町村コード)	広野町 (075418)
地域名 (地域内農業集落名)	浅見川 (下浅見川、上浅見川)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	82.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	82.3 ha
② 田の面積	66.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	15.5 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	13.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	2.4 ha
(参考) 区域内における78才以上の農業者の農地面積の合計	5.7 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	1.5 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ①地区内のほ場整備が終了し、水稻作付等が可能な農地(69ha)の54%(37ha)を担い手が受託しているが、地域内で20haは自己保全管理されている。
- ②担い手7名の平均年齢は61歳で、10年後に80歳を迎える担い手が1名、後継者問題を今から検討する必要がある。
- ③浅見川地区の担い手は広野町内の他の地区でも営農活動を行っていることから、更なる農地集積は担い手の負担が大きいが懸念される。
- ④水稻以外の作物について、一部、直売所用野菜やハウスぶどうが作られているが、地区全体で取組ができる作物の検討が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ①水稻を主要作物と位置付けるが、保全管理地を活用し高効率な作物としてみかんの導入を検討し、担い手を中心に栽培方法を確立する。
- ②スマート農業導入による農作業の効率化をめざしながら、担い手の意向に基づく農地集積・団地化を図る。
- ③地域内外からの新規就農者及び認定研修機関での研修受け入れを取り組み、10年後の後継者問題の解消を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
①当地区で位置付けた担い手(6名)への農地集積を図ること。 ②担い手の中で効率的営農活動をめざし農地の団地化を図るため、作業農地の交換など柔軟な対応を図ること。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	45	%	将来の目標とする集積率
			47 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
①担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、54か所、平均68a(令和6年度時点) ②団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和11年度目標)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
地域計画に位置付けた担い手を中心に集積・集約化を進め団地面積の拡大を図るため、農業委員及び農地利用最適化推進委員の推進活動を受けながら、農地バンク契約を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農業をリタイア・経営転換する農業者は原則として農地中間管理機構に貸し付けるよう誘導し、担い手とマッチングする。
(3)基盤整備事業への取組
地権者と担い手の同意による簡易な圃場整備に取り組むこと。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
当地区に位置付けた担い手の高齢化によるリタイア対策として、他の担い手への再委託に加え、新規就農者を呼び込み意向を踏まえながら担い手として育成していくため、移住・定住対策を活用し広野町産業振興課を窓口にした双葉農業普及所、福島県農業振興公社就農支援センター、広野町農業委員会及びJA福島さくらと連携し、相談から地域定着までワンストップで取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
10年後の担い手対策として、新規就農者の呼び込みと育成を行うとともに農業協同組合の農業支援サービスへの農作業委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況)づくりや、新たな捕獲人材を募集し地域で育成していく。
 ②特別栽培米の拡大に加え、有機栽培にも取り組んでいく。
 ③スマート農業活用で水田の水遠隔管理やドローン肥料散布など農作業の効率化を図っていく。
 ⑦浅見川地区における地域資源の適切な保全管理に向けた計画は別紙のとおり。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			5年後 (目標年度:令和11年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻	7.4 ha	ha	水稻	13.0 ha	ha	赤色	
認農	B	水稻	8.1 ha	ha	水稻	8.1 ha	ha	茶色	
認農	C	牧草	2.8 ha	ha	牧草	3.4 ha	ha	黄色	
認農	D	水稻	9.8 ha	ha	水稻	9.8 ha	ha	濃茶色	
認農	E	水稻	3.2 ha	ha	水稻	3.2 ha	ha	緑色	
利用者	F	水稻	1.3 ha	ha	水稻	1.3 ha	ha	紫色	
認就	G	水稻	3.8 ha	ha	水稻	0 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	7経営体		36.4 ha	0 ha		38.8 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	(株)JAアグリサポート ふたば	耕起、田植、収穫、肥料 ・農薬散布及び草刈り	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

地域資源の適切な保全管理に向けた計画

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

- (1) 農用地
- (2) 水路、能動、ため池
- (3) その他施設等

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

- (1) 農用地について行う活動
- (2) 水路、農道、ため池について行う活動
- (3) その他施設について行う活動

3. 地域の共同活動の実施体制

- (1) 組織の構成員、意思決定方法
- (2) 構成員の役割分担
 - ① 農用地について行う活動
 - ② 水路、農道、ため池について行う活動
 - ③ その他施設について行う活動

4. 地域農業の担い手の育成・確保

- (1) 担い手農家の育成・確保
- (2) 農地の利用集積

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策